

道路占用システムによる電子申請について

1. 電子申請の優れている点

申込書、許可書受取の都度、道路管理者の窓口まで往復することが不要となるばかりではなく、24時間提出も可能となります。

注意：定期メンテナンス(毎週水曜日及び金曜日の19:00~24:00の間)及び年末年始期間中は利用を停止させていただきます。システム利用者の皆様にはご不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いいたします。

申請データの保存、再利用の促進により、同種申請における申請書作成が容易になりました。

○「公益物件」の占用を電子申請したい場合

道路占用システム <https://www.doro-senyo.go.jp/top/top.html>

※公益物件の占用は出来るだけ電子申請をご利用いただくようご協力をお願いします。

○「一般物件」の占用を電子申請したい場合

※管轄の出張所(11から12ページ参照)へ電話又はメールで連絡の上、上記システムから申請をお願いいたします。

2. 申請者の皆様にとってのメリット

・帳票類はPDF形式で作成されます。また、集統計系の帳票については、CSV形式ファイルの作成も可能であるため独自の集計を行えます。

このため、印刷による紙の消費を最小限にできるため経費削減となります。

・PDF閲覧ソフト: Acrobat Reader等

・CSV編集ソフト: Excel等

・WEBブラウザ画面だけで、申請・届出書類の入力と送信が行えます。

・位置図の作成と添付を簡便化する地図作成機能を備えています（数値地図を購入しなくて済みます。）

・添付可能なファイル形式が多様で、最大99ファイルで合計45MB以内であれば、ファイルの分割・圧縮や別送することなく、システムでの提出が可能です。

・入力画面が2種類用意されています。申請書類のレイアウト上に入力する方法（帳票入力）と、システムの誘導に従い入力する方法（ウィザード入力）です。

3. 対象物件

①道路法第32条第1項第1号及び第2号に掲げるもののうち以下の工作物及び物件

・電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物

・水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

②以下の一般占用物件

・日よけ、看板、足場その他これらに類する物件

4. 対象道路

全国の直轄国道が対象になります。

注意：上記「対象物件」の①については、東京23特別区及び以下の11政令指定都市域内の国道を除きます。

・札幌市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

5. 対象業務範囲

道路占用許可申請から工事完了のうち、道路管理者内の申請手続きを除いた範囲が対象になります。

6. 対象となる申請業務

直轄国道における以下の物件の道路占用許可申請手続(新規、変更、更新)に関する一連の業務が対象になります。

- ・電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、その他これらに類する工作物
- ・水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件等
- ・日よけ、看板、足場その他これらに類する物件

7. 可能となる業務

占用許可申請書及び添付書類の作成・提出ができます。

注意:添付書類については、メール送信の他、(1)別途送付(2)事前協議時に渡すことができます。

以下の届出書の作成・提出ができます。

- ・廃止
- ・一般承継
- ・名称変更
- ・住所変更
- ・物件の保守
- ・占用物件の軽易な変更・着手届
- ・完了届

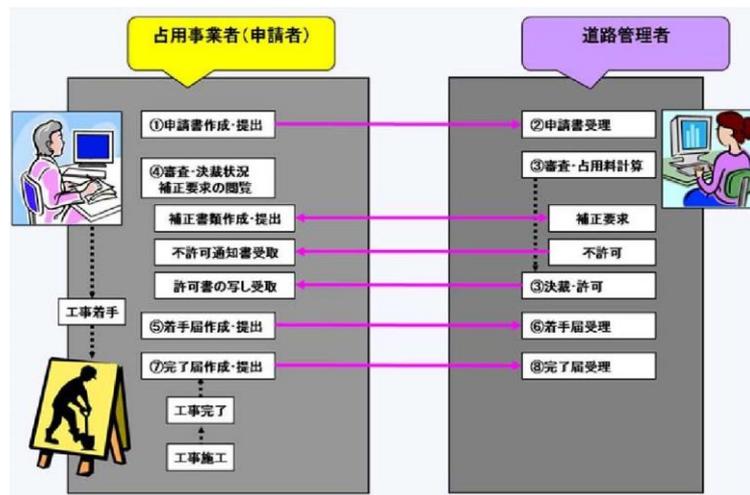
その他

道路管理者側の審査状況・決裁状況・補正要求の有無等の進捗状況が確認ができます。

許可書の写しがダウンロードにより取得できます。

補正要求に対する回答の提出ができます。

8. 電子申請の流れ



ご利用開始までの準備について

1. パソコン等の機器とインターネット接続環境の整備.
2. 利用可能な添付図書の形式
3. 利用者IDとパスワードの入手及び占有者情報の変更.

上記については、下記HPからご確認ください。

<https://www.doro-senyo.go.jp/top/prepare.html>

操作体験ソフトについて

システム利用者のシステム操作への理解や習熟度を高めていただくことを目的とした「操作体験ソフト」が下記よりダウンロードができます。

https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/sousa_taiken_soft_shinseisha.lzh

利用環境に係わる注意事項について

1. “環境依存文字 (unicode)” の入力制限

Windows7に搭載されている “ 環境依存文字 (unicode) ” は、本システムへの登録が行えませんのでご注意ください。

かな漢字変換候補に “ 環境依存文字 (unicode) ” と表示される文字が該当します。



図1-1 変換候補に“環境依存文字 (unicode)” と表示される例

新字体対応フォントセット JIS2004が搭載、もしくは適用されている場合は、Windows7に限らず“ 環境依存文字 (unicode) ”が変換候補に表示されます。

システムの画面の入力内容に環境依存文字が含まれる場合は、その旨のエラーメッセージを表示し、再入力を促します、環境依存文字を含まないよう入力内容を修正してください。

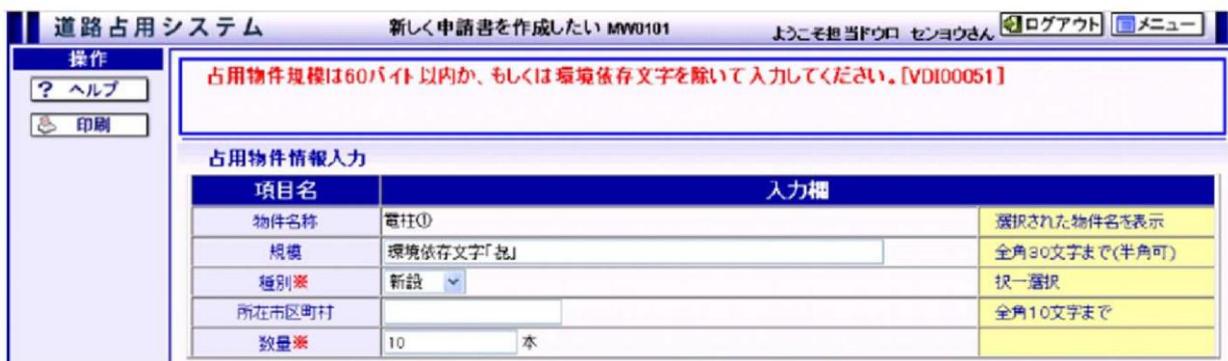


図1-2 エラーメッセージの表示例

2. ブラウザの利用制限

本システムでは、画面の表示崩れやシステムエラーが発生する場合がありますため、ブラウザを利用する上での制限があります。

- ①複数ウィンドウによる操作は行わないでください（全てのブラウザが対象）
1台のPC上で同時に複数のウィンドウを起動（例えばInternet Explorerを複数起動）して、それぞれのウィンドウを利用してシステムを同時に操作することは行わないでください。
（印刷画面やヘルプ画面など、システム内の機能で自動起動するウィンドウは除きます。）

- ②複数タブによる操作は行わないでください（Internet Explorer7、Internet Explorer8、FireFox3.6が対象）

タブブラウザ機能を用いて、本システムを複数起動することは行わないでください。

手動でブラウザのタブ設定を変更された場合、システム利用中に複数タブが起動し、画面によってレイアウトが崩れる場合やシステムで使用できないブラウザの〈進む〉/〈戻る〉ボタンが表示されるなどの現象が発生します。

その場合は、ブラウザのメニューの「ツール」-「インターネットオプション」で表示される画面の「タブ設定」にて、「常に新しいウィンドウでポップアップを開く（W）」を選択した上で本システムの使用をお願いします。（手順①~③を実施）

なお、初期設定は「常に新しいウィンドウでポップアップを開く（W）」が選択されています。

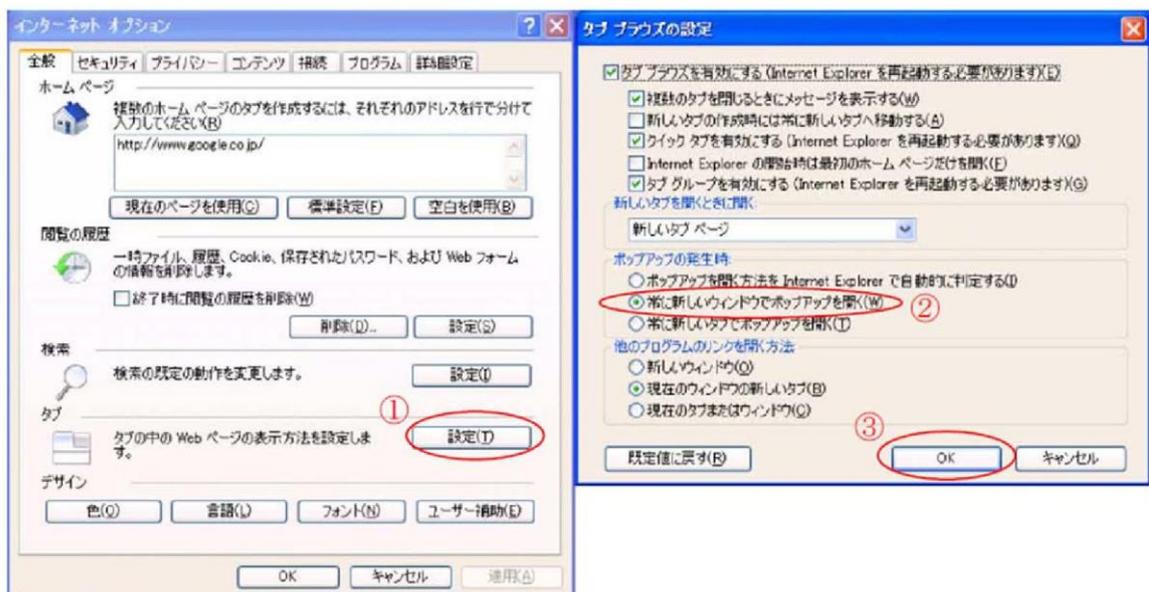


図1-3 タブブラウザの設定画面 (Internet Explorer8 の場合)

- ③ブラウザの〈進む〉 / 〈戻る〉 ボタンによる操作は行わないでください
(全てのブラウザが対象)

画面の遷移にはページ内のボタンを利用してください。

- ④自動クラッシュの回復機能は利用できません (Internet Explorer 8が対象)

Internet Explorer 8には自動クラッシュの回復機能が存在します。

ブラウザに対する何らかの理由により Internet Explorer の

閲覧セッションが強制的にシャットダウンされ、自動で回復する機能です。

本システム利用中に自動回復機能が用いられたとしても、システムの

利用を再開することはできませんので、再度ログインから実施して操作を

やり直してください。

システムの操作方法について

1. 申請書の作成・提出

- ①申請者はインターネットを通じて道路占用システムにアクセスし、ID、パスワードの入力など必要な認証処理を行い、ログインを行います。
- ②システムログイン後、メインメニューの「申請書・届出書作成」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「申請書作成」の項目を選択します。申請書作成画面が表示されます。
- ③申請書作成画面では、基本情報、申請書情報の入力と、添付図書ファイルの指定等を行い、申請書ファイル群を作成します。
- ④申込書作成画面の送信確認ページで送信を選択すると、申請書の提出が行われます。インターネットを通じた通信途上では、暗号化通信により、第三者による盗聴防止、改ざん防止といったセキュリティが確保されます。

2. 審査状況の確認

- ①審査状況の確認を行うには、システムログイン後、メインメニューの「審査状況参照」の項目を選択します。審査状況参照画面が表示されます。
- ②審査状況参照画面では、現在の審査状況を確認することができます。画面右にある「参照」の項目では、申請書、許可書、着手届など各種書類を閲覧することができます。

3. 補正要求の閲覧と回答

- ①補正要求の閲覧を行うには、システムログイン後、メインメニューの「提出内容の参照・編集」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「補正回答」の項目を選択します。補正回答画面が表示されます。
- ②補正回答画面で任意の項目を選択し、補正開始ボタンを押下することで、補正開始(着手届)画面が表示されます。補正要求の内容を閲覧し、補正回答を行う。

4. 着手届作成・提出

- ①着手届の作成は、申請提出後、「許可済」となったデータのうち、着手届、完了届の提出が必要なデータに対して行います。
- ②着手届の作成を行うには、システムログイン後、メインメニューの「提出内容の参照・編集」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「着手届作成」の項目を選択します。着手届作成画面が表示されます。必要事項を入力し、提出を行います。

5. 取下届作成・提出

- ①着手届の作成を行うには、システムログイン後、メインメニューの「提出

- 内容の参照・編集」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「取下届作成」の項目を選択します。取下届作成画面が表示されます。
- ②取下届作成画面で任意の項目を選択し、取下届作成ボタンを押下すると、取下届作成画面で取下情報の入力を行うことができます。
- 必要事項を入力し、提出を行います。

6. 完了届作成・提出

- ①完了届の作成は、着手届の提出を行った際、道路管理者の確認が行われたデータに対して行います。
- ②完了届の作成を行うには、システムログイン後、メインメニューの「提出内容の参照・編集」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「完了届作成」の項目を選択します。完了届作成画面が表示されます。
- ③完了届作成画面で任意の項目を選択し、完了届作成ボタンを押下すると、完了届作成画面で完了情報の入力を行うことができます。必要事項を入力し、提出を行います。

7. 道路占用システム操作マニュアルの入手方法

より詳細なマニュアルは、ログイン後に表示されるメニュー画面の「ヘルプ」ボタンを選択してダウンロードできます。

よくあるご質問について

1. 利用申し込みについて

1) IDとパスワードについて

- Q1 利用申し込みを行う事業者単位を教えてください。
A1 占用料納入告知書を受け取る事業所単位でお申し込みください。
- Q2 同一事業者で複数のID・パスワードを利用した場合、事業者全体の申請データを閲覧することができますか。
A2 事業者コードが同じであれば同一の申請データ（進捗管理簿）が閲覧できます。
- Q3 同一事業者で複数のID・パスワードを取得したいのですが、申込方法を教えてください。
A3 必要数分の利用申込書を郵送（宅配便等も含む）してください。
なお、2枚目以降記入が必要となるのは、「システムを利用される担当者」の各項目となります。
- Q4 利用申込書を郵送（宅配便等も含む）してからID・パスワードが届くまでの期間を教えてください。
A4 利用申し込みを受け付けてから約2週間かかります。

2) 利用申込書について

- Q1 システムを利用される担当者の項目について、役職・部署等で記入してもよいですか。
A1 役職・部署名での登録も可能です。
- Q2 利用申込書の送付先を教えてください。
A2 利用申込書の送付先（郵送又はメール）
〒135-8671
東京都江東区豊洲3-3-9 豊洲センタービルアネックス17階
道路占用システム受付センター
E-mail: doro-senyo@kits.nttdata.co.jp

3) 事業免許について

- Q1 利用申し込みに必要な書類を教えてください。
A1 下記の書類を道路占用システム受付センターまで郵送（宅配便等も含む）してください。
・電力会社、地方公共団体の場合
利用申込書
・上記以外の場合
利用申込書及び事業免許証のコピー
（但し、既にIDを取得されている事業者様におかれましては、

新たにIDの申込をする際の事業免許証のコピーは不要です。)

4) 変更手続きについて

Q1 利用申込書に記入した内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。

A1 「登録内容変更届」をホームページ(下記)からダウンロードし、変更内容をご記入の上、道路占用システム受付センターまで郵送(宅配便等も含む)してください。

<https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/henkou.doc>

2. ご利用の準備について

1)費用について

Q1 システムの利用にあたって、利用者への金銭的な負担は発生しますか。

A1 システムの利用にあたっての費用負担はありません。パソコンやインターネット接続環境の準備などには、個別に費用が発生します。

2) 利用環境について

Q1 利用環境としてどのようなものが必要になりますか。

A1 本紙3ページの「1. パソコン等の機器とインターネット接続環境の整備」及び「2. 利用可能な添付図書の形式」又は、下記より参照してください。

<https://www.doro-senyo.go.jp/top/prepare.html>

Q2 インターネットサービスプロバイダ (ISP) の指定はありますか。

A2 特に指定はありません。

Q3 道路占用システム操作マニュアルの入手方法を教えてください。

A3 本紙5ページの「システムの操作について」又は、下記より参照してください。

https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/manual_d.pdf

より詳細なマニュアルは、ログイン後に表示されるメニュー画面の「ヘルプ」ボタンを選択してダウンロードできます。

3. 問い合わせについて

1) ヘルプデスクについて

Q1 道路占用システムのシステム利用に関する問い合わせ先を教えてください。

A1 道路占用システム受付センター

電話番号:050-5545-6289、050-5545-7389

FAX番号:03-3532-0891

受付時間:平日9時~18時

Email:doro-senyo@kits.nttdata.co.jp

〒135-8671

東京都江東区豊洲3-3-9 豊洲センタービルアネックス17階

道路占用システム受付センター

Q2 道路占用許可申請業務に関する問い合わせ先を教えてください。

A2 下記各道路管理者にお問い合わせください。

国土交通省

| | | |
|-----------|-------|----------------------|
| ● 東北地方整備局 | 路 政 課 | 電話:022-225-2171(代表) |
| 関東地方整備局 | 路 政 課 | 電話:048-601-3151(代表) |
| 北陸地方整備局 | 路 政 課 | 電話:025-280-8880(代表) |
| 中部地方整備局 | 路 政 課 | 電話:052-953-8166(道路部) |
| 近畿地方整備局 | 路 政 課 | 電話:06-6942-1141(代表) |
| 中国地方整備局 | 路 政 課 | 電話:082-221-9231(代表) |
| 四国地方整備局 | 路 政 課 | 電話:087-851-8061(代表) |
| 九州地方整備局 | 路 政 課 | 電話:092-471-6331(代表) |
| 北海道開発局 | 建設行政課 | 電話:011-709-2311(代表) |

内閣府

沖縄総合事務局 建設行政課 電話:022-225-2171 (開発建設部)

●東北地方整備局管内

お問い合わせ一覧

東北地方整備局管内の事務所、出張所の連絡先についてはこちらからご覧ください。